

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	細川 真由
論文題目	戦間期ヨーロッパにおける集団安全保障体制とフランス外交 —「旧外交」と「新外交」の交錯、1920-1929年—		
(論文内容の要旨)			
<p>本学位申請論文は、序章と終章を含む、全6章より構成される。</p> <p>序章では、第一次世界大戦後の1920年代に構築されたヨーロッパにおける集団安全保障システムをフランス外交の視点から考察する意義について、論じられている。ここでは先行研究の多くが1920年代のフランス安全保障政策を前半と後半とに分けた上で対照的に論じる傾向を持つこと、さらに、同時期のフランス外交における「旧外交」的な側面を強調しながら「新外交」的な側面を過小評価する傾向を持つことが、指摘されている。対して本論文では、1920年代の前半と後半におけるフランスの安全保障政策に連続性が存在すること、また同時代のフランス外交には「旧外交」と「新外交」との間の微妙な均衡が看取できることを示す意義が論じられている。その上で、本論文はヨーロッパ集団安全保障システムの様相とフランス外交の独自性の解明を試みるものとされている。</p> <p>第1章「国際連盟と新たな秩序の形成(1914-1922年)」では、未公刊外交文書をはじめとする一次史料の分析に基づき、第一次世界大戦が勃発する時期から戦後秩序が構築される時期を対象に、新秩序の構築に際するフランスの姿勢が論じられている。ここでは、当該時期においてフランスがドイツを排除した安全保障体制の構築に腐心し、戦時同盟を延長しつつ講和条約の執行機関として国際連盟が役割を担うことを期待していたことが示されている。また、国際軍による制裁構想や英米との二国間援助条約の計画が頓挫したことや、国際連盟が自国の安全保障上の利益に十分に適うものではないとする認識から、フランスが同盟網の構築といった「旧外交」的な側面を重視したことが明らかにされている。</p> <p>第2章「国際連盟と『三位一体原則』の確立：ジュネーヴ議定書の起草と蹉跌(1922-1925年)」は、国際連盟における集団安全保障システムの強化される過程が、フランスが安全保障上持つ利害関心の観点から分析されている。ここでは、国際連盟総会決議14(1922年)、相互援助条約案(1923年)、「国際紛争平和的処理に関する議定書(ジュネーヴ議定書)」(1924年)の各々に至る過程が考察されている。また、国際紛争の平和的解決の制度化、およびその原則に反して戦争行為に訴えた国に対する制裁措置の整備に積極的な態度を示す一方で、これらの制度の前提としての軍縮受け入れに反対し続けた点で、フランス外交には一貫性を見出せることが、論じられている。</p> <p>第3章「国際連盟の庇護のもとに：ロカルノ条約とフランス外交(1925-1926</p>			

年)」では、ヨーロッパにおける地域的な安全保障システムをもたらしたものとしてのロカルノ条約の締結過程が、フランス外交の側面から検討されている。ここでは、当時のフランス外相アリスティード・ブリアンの外交手腕が着目され、ブリアンが一定の譲歩を行いつつも交渉をまとめ、大戦後の国際秩序の外に置かれていたドイツを包含する形でロカルノ条約が締結される過程が、解明されている。くわえて、ロカルノ条約の必要条件としてのドイツの国際連盟への加盟は、国際連盟における安全保障システムにドイツを包含するプロセスであったと同時に、将来的な連盟規約の修正の可能性を高めたこと等から国際連盟体制の完全性を損うものでもあったことが示されている。

第4章「国際連盟との調和と矛盾：不戦条約とフランス外交（1926－1929年）」では、フランスが集団安全保障システムの強化を追求する一方で、アメリカとの同盟締結が模索された背景、つまり「新外交」と「旧外交」の共振関係が分析されている。ここでは、ドイツの国力回復を背景に、戦債や軍縮の問題をめぐり溝が深まっていたアメリカとの関係を回復し、二国間同盟条約を締結するというフランスの試みが頓挫し、その結果、多国間条約である「国策の手段としての戦争放棄に関する条約（不戦条約）」が締結されるに至る過程が解明されている。また、不戦条約は、フランスがそれまで構築してきた集団安全保障システムの要となる、侵略国への軍事的制裁や被侵略国への援助の正当性を否定し得るものであり、中東欧諸国とフランスとの同盟網の基礎を揺るがせる可能性も有していたことが明らかにされている。

終章では、本論文で示された一連の分析に基づき、フランスが1920年代を通じ、国際連盟による集団安全保障システムの構築という「新外交」的手法に力点を置きながら、二国間同盟の構築という「旧外交」的安全保障も模索し続けたことが指摘されている。また、国際法や規範に基づく紛争解決と軍縮推進を支持する世界的な潮流の中で、自国のとり得る安全保障の手段としての国際連盟の価値が徐々に高まりを見せたため、フランスは国際連盟による集団安全保障システムを放棄せず、その強化を図り続けたと結論付けられている。

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、1920年代のヨーロッパ国際秩序について、フランスの安全保障政策の観点から再検討することを試みた意欲的な論考である。戦間期の国際連盟体制に関しては重厚な研究の蓄積が見られ、近年では国内でも多くの研究が発表されているが、同時期における国際連盟を中心とした集団安全保障システムの諸相を、フランスの立場から解明した研究は国内外で希少である。一方、これまで同時期のフランスの安全保障政策を論じた先行研究では、1920年代前半におけるフランス外交については対外強硬的な性格を有するものとして、1920年代後半については国際協調的な性格を有するものとして、対照的に描写されてきた。対して本論文は、フランス政治・外交文書や国際連盟関連文書を含む膨大な一次史料に依拠しつつ、従来の理解に修正を図り、1920年代を通じたフランス外交を通時的に捉え、その連続性を実証的に解明しており、大きな学術的貢献を行っている。

くわえて、第一次世界大戦後のヨーロッパで新秩序が構築される過程を、国際立憲主義的観点から論じている点にも、本論文の特徴を見出すことができる。同時代を対象としたフランス外交史研究は、イギリスやドイツとの二国間関係史を論じるか、賠償金や戦債をめぐるフランスの対外政策決定過程に着目するものが多い。対して本論文は、紛争の平和的解決（仲裁）、軍縮、侵略国への制裁という制度の構築過程を考察することで、より多層的な視点から戦間期ヨーロッパの法的秩序の形成過程を論じており、単なる二国間外交史研究にとどまらない、多国間関係史の視座を拓く成果として高く評価できる。

さらに、同時代における国際場裡で活躍したフランス外相アリスティード・ブリアンの国際秩序構想を考察しながら、第一次世界大戦後の新秩序構築に際する個人外交の果たした役割を検討している点も評価できる。戦間期ヨーロッパ国際政治においてブリアンは重要な役割を果たしたにもかかわらず、先行研究の多くが、彼の政策決定の様態を簡潔にしか論じていない。そのため、ブリアンの個人文書をはじめとする一次史料や伝記的研究を丹念に読み解くことで、ブリアンが描いたヨーロッパ秩序構想や政治的交渉術の諸相を実証的に解明した意義は大きく、その成果は戦間期国際政治史研究に大きく貢献するものと認められる。

一方、本論文にはいくつかの課題も指摘できる。本論文は戦間期ヨーロッパ秩序の形成過程をフランス外交の視角から考察しているが、1920年代における国際秩序の構築にフランスが尽力しながらも、必ずしも思った通りの結果が得られなかったことについて当事者がどう考えていたのか、その総括的議論を行うことで学術的価値はさらに高まったであろう。また、外交交渉の過程に関する申請者の詳細な議論を基礎

に、フランスの立場の体系的な分析を行うことで、本論文の学術的貢献はより明示的になったはずである。

しかしながら、上記の課題はいずれも副次的なものにすぎず、本論文の価値を何ら低めるものではない。従来参照されることが少なかったフランス政府関連文書を含む一次史料を広く渉猟して分析することにより、1920年代のヨーロッパ安全保障システムの包括的な検証を試みた点において、本論文の学術的貢献は極めて高く評価される。また、第一次世界大戦後の混迷状態にあったヨーロッパ国際秩序を、集団安全保障システムの変遷という観点から、フランスの内政・社会情勢を視座に組み込みつつ論じている点も、重要な学術的意義を有する。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和5年1月27日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降